

令和 7 年（2025 年）

第 2 回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和 7 年（2025 年）2 月 20 日 開催

大阪狭山市教育委員会

第2回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和7年（2025年）2月20日（木）

午後2時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷	好弘	教育長
山田	順久	教育長職務代理者
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員
内田	幸子	委員

出席事務局の職員

寺下	憲志	教育監
山田	裕洋	教育部長
浜口	亮	こども政策部長
山本	泰士	こども政策部こども家庭支援担当部長
鶴田	善道	教育部次長兼教育政策グループ課長
中本	真司	教育部副理事兼教育指導グループ課長
塚本	浩二	こども政策部次長兼こども育成グループ課長
神楽所保則		教育部教育政策グループ学校給食担当課長
森口	健次	生涯学習グループ課長
牧	宏幸	こども育成グループ参事
内田明日香		こども家庭支援グループ課長補佐

書記

荒川	郁代	教育政策グループ参事
安達奈津芽		教育政策グループ課長補佐

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 令和 7 年度大阪狭山市保育教育指針について |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 | 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）について |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 | 大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 5 | 報告第 3 号 | 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 6 | 報告第 4 号 | 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 7 | 報告第 5 号 | 第 3 期大阪狭山市教育振興基本計画（案）について |
| 日程第 8 | 報告第 6 号 | 第 3 期子ども・子育て支援事業計画素案に対するパブリックコメント及び子どもアンケートの結果報告について |
| 日程第 9 | 報告第 7 号 | 令和 6 年度（2024 年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第 9 号、第 10 号 教育委員会関係）について |
| 日程第 10 | 報告第 8 号 | 令和 7 年度（2025 年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）について |
| 日程第 11 | 報告第 9 号 | 令和 7 年度（2025 年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第 1 号 教育委員会関係）について |

閉会

○各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻となりましたので、教育委員会定例会議のほう開会をお願いいたします。

教育長、進行よろしくをお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいまより令和7年度第2回の定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議事録の署名委員は、会議規則の規定によりまして、河合委員、内田委員を指名いたします。

教育長活動報告をさせていただきます。

次第の1ページを開いていただきまして、一番上の行ですね、1月23日、前回教育委員会では公民館、図書館を見学していただき、給食の試食会ということで行っていました。

1月27日は、令和6年度の大阪府市町村教育委員会研修会ということで、これも講演がございまして、「学習の流儀～脳とやる気」ということで、ご参加の教育委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

それから2月6日、これはCS、東小学校4年生と書いてありますが、これコミュニティ・スクールの一環で、東小の4年生が地域未来学習ということで、これ狭山池の博物館で子ども学芸員という取組をしました。これは授業参観ということも兼ねておりまして、保護者に、児童が学芸員になって、それぞれのブースで自分たちの調べてきたことを発信するというふうな取組をしました。地域のことを知り発信することで、郷土狭山のことということで地域未来学習の一環として取組をした事業でございます。これに見学に行っていました。

2月15日、令和6年度SDGsジュニアフォーラムということで、これ中学校のフォーラム

でした。大阪府主催の今年2年目、2回目ということで、大阪狭山市3校全部の中学校が選ばれてSDGsに関する発表をしたということで、これも見学に行っていました。

以上が主な活動報告でございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案ですが、日程第1、議案第2号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第1、議案第2号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

お手元でございます資料は、1ページから3ページまででございます。

現在、学芸員は行政職として採用し、主事補として任ぜられ、市長部局から出向を命じられていますが、保育教諭、教諭、栄養士と同様に専門性を生かして職務に充てる職種であることから、学芸員として任ずることが適当であるため、所要の改正を行うものでございます。

資料の3ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

第4条第3項中、「技能職員」の次に「学芸員」を加えることといたしました。

附則といたしまして、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第2、議案第3号、令和7年度大阪狭山市保育教育指針についてを議題といたします。

担当の説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

失礼いたします。

それでは、議案第3号、令和7年度大阪狭山市保育教育指針についてご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

来年度の保育教育指針につきましては、この後、報告第5号に出てまいります。第3期教育振興基本計画を反映した内容となっております。

基本理念は「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」とし、「自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子」をめざす子ども像に位置づけて取り組んでいくことを第2期教育振興基本計画から継承しております。

また、これからのグローバルな社会を生き抜く力を育む必要があること、生まれ育った大阪狭山のよさを知り、地域とのつながりを大切にした学習の推進について、グローバル人材の育成として目標に掲げ、地域とともに進める学校園づくりを進めてまいります。

次に、目標やめざす子ども像に迫るために位置づけましたのは、社会を生き抜く力の育成、一人一人を大切にする教育、保育教育環境の充実、狭山を学び大切に思う心の育成という4つの観点でございます。こちら大きな枠組みについて変更しておりませんが、下線を引いてお

ります部分、英語教育の充実、就学前教育保育カリキュラムの充実、個に応じた指導と指導体制の充実、発達障がいなどの早期支援、校種間の連携、施設分離型小中一貫校、子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発、地域未来の学習の充実、読書活動の推進につきましては、次年度、特に意識してまいりたいと考えております。

下の部分のイラストをご覧ください。子どもたちがそれぞれの段階で成長していく過程を、よりイメージしやすいものにしております。それぞれの文言につきましては、幼児教育から義務教育終了後のその先までを通した見通しを持った取組を進めていくことを表したものとなっております。

次年度も学校園、家庭、地域との連携や協働を図りながらグローバル人材の育成を進めるとともに、幼小、小中、中高などの学びの連続や接続についても、発達段階ごとの特徴を踏まえ、前の学校段階での教育が次の段階に生かされるよう取組が充実するために、教育委員会としても学校園を支援していきたいというふうに考えております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、ご審議につきましてよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

保育教育環境の充実のところで、家庭教育のところで子どもの権利という文言が出てきたので、逆に気になってしまったんです。このこと自体は別に問題があると感じたわけではないんですが、学校教育に、だから学校園所の教育において子どもの権利をどのように位置づけたものであるのかなというのが、家庭教育にだけ位

置づけるのかなというところはかなり違和感がありましたので、その点に関してご説明いただけたらと思います。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

読み方、見方によって、そんなふうによっぱり見えてしまうかなと思いました。家庭教育に関する啓発というのは、今、これ、前回の教育委員会議でも出ました9＋1の家庭教育への提言の部分を意識しようと考えて書いているんですけども、確かに子どもの権利というのは全ての教育活動において大切にすべきことですので、少し、そうですね、そのように読み取れるというのは。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

これ、また後ほど出てまいりますけれども、第3期の教育振興基本計画の中での取組施策の中にこの文言が入ってしまして、また、これも先月お示しさせていただきましたけれども、家庭教育9＋1を今つくっておりますので、そのことを保護者に広く伝えていくという意味で、今年度、教育委員会としてはこれをあえて入れているという。もちろん全て必要だということも当然なんですけれども、今年度9＋1を新たにつくり変えたという意味でこれを載せさせていただいている、そういう意味でございます。家庭教育だけで大事にせえとか、そういうことではなくて、今年度9＋1をつくったので特出しをしていく、そういうふうにご理解いただけたらと思います。

教育委員（井上寿美）

市民の方がご覧いただいたときに、保育教育環境の充実だから、もう全てで子どもの権利が

大切にされている上で、今年度は家庭教育もそうなんだなというふうに読み取っていただける形で出していただけたらと思います。修正しなさいということでも何でもないんですが、誤解が生じないような出し方を、少し見せかけとして工夫していただけたらというふうに思います。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

基本的には、これ教職員が意識するためにお示ししていくことですので、その辺のことは配慮しながら教職員のほうには下ろしていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに。

山田委員。

教育委員（山田順久）

最初に、社会を生き抜く力の育成というところで、英語教育の充実というのが一番最初に出ているんですけれども、そのあたりの意味合いというか、そのあたりをご説明いただけますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

目標に掲げておりますグローバル人材の育成のグローバルの位置づけに当てはまると考えております。それで、英語教育ですけれども、今現在GTECというものを使って英語能力を判定したりもしているんですけれども、今、インプットするだけではなくてアウトプットすること、英語教育、すごく今、力を置いていて、英語で何かを発信する、やり取りをする力というのを養おうと考えていますので、そこにちょっと意識して英語教育を充実させていき

たいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

これも、今回、主に教職員向けに出しているやつですので、これまで英語教育って、どうしても我々指導主事が話する中で、学校は中学校の英語の先生とか、小学校で外国語を担当されている先生だけが意識しているイメージでやっぱり捉えてしまっていると。英語教育というものを教育活動の中でやっていく中で、小学校のほかの先生方にも意識してもらいたいから、次年度はちょっとこれを上に上げてほしいんだという声もあったので、今回については英語教育というのを少し前に出してみた、そういう形でございます。

以上でございます。

教育委員（山田順久）

はい、結構です。

教育長（竹谷好弘）

井上委員。

教育委員（井上寿美）

ちょっと先ほどのところに関わってなんです、例えばなんです、ちょっと文言が長くなるんですが、右上の一人一人を大切にする教育のところ、子どもの権利を尊重した一人一人を大切にする教育というふうに入ると、1には多文化共生、障がいのことが出ていますので、先生方も学校現場においてもすごく大事にしゃいけな子どもの権利というふうに読み取っていただけないのではないかと今ちょっと考えてはみましたので、またご検討いただけたらと思います。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

これについては教育振興基本計画に載っている文言をそのまま引っ張ってきていますので。ただ、一方で、これは教育振興基本計画から抜粋と下のほうに書いているので抜粋しているんですけれども、分かりやすくするということができるかどうか、ちょっと事務局内でもまた考えてみます。ありがとうございました。

教育長（竹谷好弘）

ほかに。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第3、報告第1号、大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

それでは、日程第3、報告第1号、大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例についてご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙1、大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）をご覧ください。

本条例につきましては、令和6年第12回教育委員会定例会議にて、趣旨、目的及びそれぞれの条文についての解説を行い、承認をいただき、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントのご意見を踏まえまして、条例第1条の2行目、「未来に輝く」の後に、第4条の1行目、「未来に輝く」の後に、「子どもを育む」をそれぞれ追記しております。

次に、第7条の1項、2項の最後の「努めなければならない」を「努めるものとする」と変更し、第11条の「必要な事項は」の後に「教育

委員会」を追記しております。

なお、本条例につきましては、令和6年招集3月定例会に上程していることをご報告させていただきます。

次に、実施いたしましたパブリックコメントの主な意見と回答及び子どもアンケート結果のご説明をさせていただきます。

別紙1のパブリックコメントで提出されたご意見及び教育委員会の考え方についてをご覧ください。

まず、パブリックコメントにつきましては、18名、86件のご意見をいただきました。

主なご意見といたしましては、「政治の中立性の観点から逆行している」「第3期の計画案にあるのになぜ必要なのか」というご意見をいただきました。回答といたしましては、「条例制定を必要とする背景といたしましては、変化の激しい現代社会において子どもを取り巻く環境も大きく変わってきています。また、家庭の在り方も変化し、保護者が抱える課題も多様化しております。こうした状況の中でも、本市の子どもには心身ともにたくましく、地域で、そして世界で活躍する人材に育ててほしいと願っています。そのためには市民や行政が協力し、総がかりとなって保護者をサポートしながら、学校園や行政機関との連携を基に子どもたちを支援することが求められています。このようなことから、教育の目的、それぞれの役割を明文化し、子どもを真ん中に、総がかりで教育の振興を図ってまいりたいと考えております」となっております。

次に、「保護者、市民、学校園の役割については、市長や教育委員会が求める姿を強要しているように感じる」とのご意見に対しまして、「条例の第5条から第7条では、保護者、市民、学校園の役割として取り組んでいただきたい内容となっており、強制するものではございません。

ご指摘の義務ということについては、趣旨をご理解いただき、ご協力及びご配慮をお願いするということから、責務ではなく役割という分限にしております。この条例において、保護者、市民、学校園に対して義務を負わせるということはありません」と回答しております。

また、賛同いただいたご意見といたしましては、「市、教育委員会など、それぞれの役割など分かりやすく整理されている」「市民も子どもの教育へ参画、協力することを条例で示すことで、今後のコミュニティ・スクールの取組が推進しやすい」といったご意見をいただいております。

次に、資料（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）、子どもアンケート調査結果をご覧ください。

今回、初めての取組といたしまして、市内中学2年生を対象に子どもアンケート調査を実施いたしました。対象者数492人で、回答数は197件、40%となっております。

各質問に対する回答の傾向ですが、問3「教育行政が行うべきと思う施策は何ですか」の質問に対して、最も多い回答は「学校の設備の改善」で142件でした。

次に、問4「あなたの保護者は、あなたの勉強や学校生活にどの程度関わっていますか」の質問に対して、最も多い回答は「ある程度関わっている」で124件となっております。

問5の「あなたが学校に期待することは何ですか」の問いに対して、最も多い回答は「体育大会や修学旅行などの行事の充実」で140件となっております。

次に、問6「あなたは周りの大人に期待することは何ですか」の質問に対して、最も多い回答は「困ったときに安心できるように助けてくれること」で132件となっております。

パブリックコメント及び子どもアンケート結

果につきましては、ホームページでの掲載を行い、子どもアンケートにつきましては、対象者へタブレットを通して通知いたします。

今後は、子どもアンケート調査を引き続き行ってまいりたいと考えております。どのように実施していくのか、また、調査結果をどのように反映していくのかを検討してまいりたいと思っております。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

これは報告なので、条例案について意見を述べてもあまり関係ないということでしょうか。条例案についての意見でもよいのでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

そうですね、一定、この案という形で今日も協議会のほうでご報告させていただいておりますので、ちょっと反映するのは難しいかなと思っております。

教育委員（井上寿美）

じゃ、聞いていただくだけで結構です。パブリックコメントの中にも、第5条に関して、教育基本法第10条との兼ね合いみたいなところのご意見があったと思うんですが、教育基本法は、家庭教育という枠の中で教育の第一義的責任が親にあるという書かれ方をしております。だから、そのことの是非は、ちょっと私の意見も横に置いて、ただ、教育基本法を読めば、家庭教育の中で親は第一義的責任を負うんだなというふうに読めます。

でも、この教育のまち条例に関しては、保護者の役割として教育の第一義的責任というふうに書かれておりますので、教育基本法第10条を恐らく準用しながら作られた条文かなというふうに思うんですが、保護者の役割であれば、これは全ての教育の第一義的責任を保護者が役割として担わなければならないということに読めてしまうのではないかなという危惧がございます。それを避けるためには、せめてここが、保護者は家庭や子どもの健やかな育ちの基盤であることから家庭教育の第一義的責任を有するものとしてとなれば、教育基本法第10条とほぼ一致する意味合いになるのかなと思いつながら資料は読んでおりました。ただ、もう修正ができないということであれば、それは今後また、改定できるときにでもご検討いただけたらいいことではないかと思います。

教育長（竹谷好弘）

部長。

教育部長（山田裕洋）

大変貴重なご意見ありがとうございました。おっしゃるように、教育基本法というところでおっしゃっておられる家庭教育というくくりを超えているという印象に取られるということで、今後、改定のタイミングということがあればというのは心に留めておきたいと思えます。

ただ、我々、おっしゃっていただいたように教育基本法を準用しての条例立てで、家庭ではという意味合いでの書き方をさせていただいているのと、役割というところで、行政と教育委員会と市長のほうは責務としても強く縛っているんですけども、あと役割というところで、5、6、7というのは強制するものではないというところの思いで書かせていただいているということも含めまして周知してまいりたいと思えますので、ご理解いただけたらと思います。

よろしくお願いします。

教育委員（井上寿美）

理解はできませんが、取りあえずこの場は納得させていただきました。

教育長（竹谷好弘）

それでは、ほかに何か。

山田委員。

教育長職務代理者（山田順久）

最後の子どもアンケートなんだけれども、これは各学校ごとの調査というのがあるんですか。各学校に対しているとか、そういうのはなくて総トータルのものだけですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

各学校ごとの項目、項目で学校ごとがあるかというご質問でしょうか。

教育長職務代理者（山田順久）

学校ごとに集計があるかという。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

今、すみません、ちょっと資料としては……

教育長職務代理者（山田順久）

今はいいんですけれども、もしそういうのがあって学校に返すことができるならば、端末でね、いろいろ学校も次年度についても様々な企画を決められると思うんで、一つの何か材料として提供できたらなという思いで質問させてもらいました。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

ちょっとそこは検討させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本案

を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第2号、大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども政策部次長兼こども育成グループ課長（塚本浩二）

それでは、日程第4、報告第2号、大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）につきましてご説明いたします。

資料9ページをお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、子ども・子育て支援新制度の開始や、幼児教育の無償化といった国の制度改正も踏まえた社会ニーズの変化に伴い、市立幼稚園の園児数は減少傾向が続いており、令和6年9月に策定いたしました大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針に基づき、適切な集団規模による教育保育体制の構築に向けて、市立幼稚園・こども園を統合・再編することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、第2条関係では、令和11年度から大阪狭山市立こども園を現在の市立子育て支援センターぽっぽえんの場所において設置するため、同条の1を改めることとしたものでございます。

10ページをお願いいたします。

附則第2項関係では、令和7年度の園児募集の結果を踏まえ、令和8年度末をもって東野幼稚園を廃園とすることとしたものでございます。

9ページをお願いいたします。

附則第3項関係では、令和10年度末をもって

市立幼稚園を全て廃園することとしたものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

附則第4項から第6項関係では、その他関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、施行期日につきましては、令和11年4月1日とし、附則第2項の規定は、令和9年4月1日から施行することとしております。

次に、参考資料として配付させていただいております公立幼稚園・こども園の再編・統合に係る保護者地域説明会の開催結果の資料をご覧ください。

こちらは1月24日金曜日から1月30日木曜日までに各幼稚園、こども園、UPっぷ、ぼっぼえんにおいて実施した保護者等説明会についてご報告いたします。

参加者数は、半田幼稚園が3人、こども園が3人、東野幼稚園が15人、UPっぷが3人、東幼稚園が5人、ぼっぼえんが3人で、合計32人の方が参加されました。

次に、質疑応答の概要でございますが、質問の内容を基に整理し、教育委員会の回答をまとめさせていただいております。

まず、新公立園に対するご質問やご意見といたしましては、通園に関するご意見やご要望が多くあり、まずは質問2や3のように円滑な送迎対応に資する駐車場の確保や、通園バスの運営に関する具体的な取扱いなどに関してご質問をいただきました。

新公立園の駐車場につきましては、イベント時の対応方法なども含めて、利用者の皆様の利便性などの向上に資するよう適切に確保していく旨を説明するとともに、通園バスにつきましては、乗り遅れや発熱時の対応などの原則的な事項については従来からの方針を説明した一方で、バスの運行計画などの具体的内容につきま

しては、申込者数の状況を踏まえて適切に対応していく旨を説明させていただきました。

2ページのほうをお願いいたします。

質問5番では、複合化を予定するぼっぼえん施設の取扱いについてや、質問6、7番、加配措置や保育時間の延長などのサービスの充実について、また質問8番では、公立のよさを残してほしいといった事項についてご意見をいただきました。

次に、既存公立園に対するご質問やご意見につきましては、質問2番から3ページの質問5番までにありますように、公立園の募集停止、または募集停止以降の取扱いについて、募集継続の要望や新公立園の開園までの間の就園に係るご質問やご意見がございました。

施設としましては、東野幼稚園を除いては令和8年度入園までは募集を行い、卒園まで就園していただけることを前提としつつ計画的な募集停止の取扱いを事前にお示ししておりますのも、急な方針転換や転園などはかえってご利用いただく皆様にご負担をおかけすることになることや、募集停止後に人数が少なくなった場合なども含め、他園との交流機会の拡充を図り、学びの保障に努めていく旨も併せて説明させていただきました。

次に、4ページをお願いいたします。

本方針の策定過程に対するご質問やご意見につきましては、質問2番から5ページの8番までのように公立幼稚園の統合の方針について反対のご意見や、9番や6ページの14番のように市の周知方法や方針の策定に係るプロセスについてのご意見がございました。

市としましては、現在の公立園の課題につきまして、令和3年からあり方検討委員会を立ち上げ、有識者や幼稚園や学校の先生、保護者の代表の方にも参画いただき議論し、各方針の策定時にはパブリックコメントなどの対応を含め

てこれまでしかるべき手順を踏んで行ってきたもので、適切な集団規模による教育保育環境を整備することは、あくまでも本市の子どもたちにとって豊かな学びを実現していくことを目的に実施していることをご理解いただきたい旨を説明し、このほか跡地活用などへのご質問やご意見をいただきました。

なお、7ページ、8ページにつきましては、説明会後に実施させていただいたアンケート結果についてまとめております。

また、前回報告させていただきましたので資料にはございませんが、東野幼稚園の存続を求める会から、令和7年1月7日に、徒歩、自転車で通える幼稚園の存続を求める要望署名として、東幼稚園をなくさないでくださいとの要望が提出されております。

今回の説明会においてのご意見や、この要望署名をいただきましたが、これまで実施方針の作成に当たりましては、子どもたちにとってより適切な教育保育環境の整備を最優先に、適切に手続を踏んで検討してきた経過を踏まえまして、実施方針どおりに進めていきたいと考えてございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくをお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

それでは、続きまして、日程第5、報告第3号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども政策部次長兼こども育成グループ課長（塚本浩二）

それでは、日程第5、報告第3号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）につきましてご説明いたします。

16ページをお願いいたします。

改正の理由でございますが、令和6年11月29日に公布されました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令におきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の栄養士の配置等の基準が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、同基準を参酌して定める本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を外部で調理し、搬入する方法により行う場合に栄養士の配置を求めている部分につきまして、栄養士法の改正により、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受験することができなかったところ、改正後は管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要とされることから、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすことができるよう、管理栄養士を追加することとしたものでございます。

最後に、施行期日といたしましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくをお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等

ありますでしょうか。よろしいですか。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

それでは、続きまして、日程第6、報告第4号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども政策部次長兼こども育成グループ課長（塚本浩二）

それでは、日程第6、報告第4号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）につきましてご説明いたします。

22ページをお願いいたします。

改正の理由でございますが、令和7年1月31日に公布されました子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の連携施設の経過措置期間や保育内容支援及び代替保育の連携協力に関する事項が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、同基準を参酌して定める本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等の連携施設におきまして3点の改正を行うもので、まず、

1点目といたしまして、連携施設を確保しないことができる経過措置期間について、条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間において適用することとしたものでございます。

2点目といたしまして、連携協力項目のうち内容に関する支援につきまして、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすることとしたものでございます。

3点目といたしまして、連携協力項目のうち代替保育につきましては、市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることとしたものでございます。

最後に、施行期日といたしましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

それでは、続きまして、日程第7、報告第5号、第3期大阪狭山市教育振興基本計画（案）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

それでは、日程第7、報告第5号、第3期大阪狭山市教育振興基本計画（案）についてご説明させていただきます。

資料、別紙2をご覧ください。

本計画につきましては、令和6年の第10回、第12回教育委員会定例会において第1章から第5章までをご説明させていただいております。また、第12回教育委員会定例会においてパブリックコメント及び子どもアンケート調査についてご説明させていただき、承認いただいたところでございます。

パブリックコメントでいただいたご意見により、第3期大阪狭山市教育振興基本計画について大幅な変更はなかったことから、本定例会議につきましては、パブリックコメント及び子どもアンケート調査でいただいたご意見と、本市の考え方を示させていただきたいと思っております。

別紙2の大阪狭山市教育振興基本計画、パブリックコメント一覧をご覧ください。ご意見をいただいた人数は14名で、58件のご意見をいただいております。

それではまず、全体に係るものとして、左端の通し番号3番、4番のご意見でございますが、外来語が多過ぎる、人によっては解釈が異なる外来語を乱用するのはいかがなものか、施設全般に片仮名語が多く、市民に広く理解され、協力を求めるなら、分かりやすい表現にすべきというご意見でございます。

このご意見に対する教育委員会の考え方でございますが、できる限り分かりやすい表現を心がけましたが、既に日常化しているもの、日本語化で意味が変質してしまうものもあり、こうした提案としております。巻末に用語解説を付記しています。また、今後も分かりやすい表現に留意していきますとなっております。

次に、通し番号24番のご意見として、計画全体として思考を組み立てる内言となる母国語の習得について全く触れられていない。キーボードタッチばかりでなく、豊かな心を育てるためにも、母国語の読み、書き、人との対

話等による習熟、深い学びが大切なのではないかと考えております。

回答といたしましては、ご指摘のとおりであり、基本的な知識・技能の習得や課題解決力の育成のためには言語学習が不可欠です。日本語の習得に限っては、第4章の目標に、①主体的、対話的で深い学びを目指す授業づくりに言語活動、④全ての教科における言語活動の充実を位置づけるほか、本市においては図書館読書活動に注力することを位置づけておりますとなっております。

次に、通し番号34番のご意見として、読書活動の推進に賛成する。人類が積み上げてきた知識・学問の成果、積み重ねられてきた人権尊重は、平和への希求等の思想をきちんと受け継ぎ、平和的な国家及び社会の形成者として未来に生かしてほしいとなっており、回答といたしましては、賛同いただきありがとうございます。充実した読書活動は本市における学校教育の特徴の一つであり、今後も本計画に基づく取組を推進してまいりますとなっております。

次に、通し番号55番のご意見として、子どもたちの放課後の活動を保障するさやま元気っこ推進事業は、一定評価はできるものの現在の事業はボランティア頼みでメニューが少なく、子どもたちのニーズを満たしているのかとの懸念がある。現状を把握し、改善された上で事業を推進してほしいとなっており、回答といたしましては、ご意見を踏まえ、より充実した取組になるよう検討を進めてまいります。

次に、通し番号58番のご意見として、大阪狭山市都市間市民交流協会が取り組む姉妹都市交流活動からの帰国後、小中学生に向けた報告会などがあれば、外国語学習のモチベーションアップや、さらなる国際交流の推進につながると考えるとなっております。

教育委員会の考えといたしましては、ご意見

を踏まえ、より充実した取組になるよう検討を進めてまいりたいとなっております。

以上、パブリックコメントの結果についての説明とさせていただきます。

次に、第3期大阪狭山市教育振興基本計画、子どもアンケート調査結果をご覧ください。

今回の初めての取組といたしまして、大阪狭山市教育振興基本計画について、市内中学1年生を対象に子どもアンケート調査を実施いたしました。

アンケート内容といたしましては、教育振興基本計画の16の目標の中から、特に重要だと思う項目を3つ以内で答えてくださいとなっております。対象者数が470人で、回答者数は163件、34.7%となっております。

特に重要な項目として選ばれた上位4項目としては、安心・安全な学校生活を確保します、一人一人の成長を支えます、生涯にわたってスポーツを楽しめるようにします、社会の変化に合わせて新しい学び方を考えますとなっております。このようなご意見を踏まえまして、この4項目を子ども重点と位置づけ、基本計画の28ページの体系図の目標に星印をつけております。今後、この子ども重点を意識しながら計画を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

分かりやすくするために用語集というか、最後、巻末というか、つけておられまして、用語解説。これは、事前に拝見させていただいていましたか。もししていたらそのときに私が見落

としていたのかなと思いながらなんですが、ちょっと気になったので。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのところの説明になります。ページがないので何ページかちょっと言いづらいですが、末永先生でしたかね、スクールカウンセラーの説明が、学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導、助言。指導、助言という言葉なんですが、カウンセラーさん、指導、助言なのかなと思って。指導するという立場は、カウンセラーさんにはその役割はないのではないかなというふうには思うんですけども。大阪狭山市のスクールカウンセラーさんにはこの指導するという役割があるのであればこれでいいんですけども、一般論としてカウンセラーさんに指導という役割を求めるとするのは少し、助言、援助という形であれば分かるんですけどもというところを感じました。

あわせてなんですが、スクールカウンセラーさんは学校外の専門家、スクールソーシャルワーカーは、その2つ下にありますが人材というふうに結ばれております。スクールソーシャルワーカーも、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持った上でのスクールソーシャルワーカーという形で働いておられる方が多いのではないかなと思うんですが、カウンセラーのほうが専門家で、ソーシャルワーカーのほうが人材というふうに結んでおられるその違いについて、こちらのほうはちょっとお教えいただけたらというふうに思います。

1つ目のほうは意見です。2つ目のほうは質問です。よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

まず、この用語集につきましては、申し訳ございません、今回が初めての提出という形になっております。申し訳ございません、遅くなりました。

それとあと、先ほどのカウンセラーの分につきましては、ちょっと持ち帰りさせていただきまして、表現が正しいのかを確認した上で、訂正するものであれば訂正させていただいたらと思います。

教育長（竹谷好弘）

今ので2つ目のご質問、大丈夫ですか。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

すみません、ソーシャルワーカーにつきましても、ちょっと持ち帰りましてこちらのほうで検討させていただきたいと思います。申し訳ございません。

教育委員（井上寿美）

承知しました。

教育長（竹谷好弘）

後ほど検討。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山田委員。

教育長職務代理者（山田順久）

以前にも聞いたと思うんですけども、各学校に対してどんな形でこれを説明されているのかとか、学校のほうではこれを受けてどういうふうな取組をされているのかとか、そのあたりの状況というのをお聞かせ願えますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

まず、こちらのほう、冊子のほうができましたら、概要版も含めて学校の校長先生はもちろんのこと教員の先生方にも配布させていただき

たらなと思います。概要版のほうにつきましてはQRコードをつけさせていただきまして、本編のほうに飛ぶような形で周知に努めていけたらと思っております。また説明につきましては、校長会のほうでも私のほうから説明させていただけたらと思います。

教育長職務代理者（山田順久）

よろしくお願いします。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

これは、やっぱりこの間、特に第2期の状況でいうたらなかなか全ての教職員までリーチできていないという状況もありましたので、夏休みの教職員研修で改めて我々のほうからまた説明のほうさせてもらって、何を今、本市の教育は重きを置いているかということの周知には努めていきました。今回についても管理職総会でも紹介させていただいて、その後にもまた夏の教職員研修、全員の教員が集まる教職員研修でも周知を進めていきたいと思っております。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

ほかに。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

1点確認させてください。子どもアンケートの結果を受けて、重要な項目で星印がついていて、すごくすてきな取組だなと思うんですが、そうしましたよということを子どもたちにも何か分かりやすく発信していただけるのかどうかの確認です。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

すみません、ちょっと説明漏れておりました。

先ほどの条例と同じような形で、またアンケートいただいた対象者の方につきましては、そういう形も含めまして全ての方に通知させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたしますします。

教育長（竹谷好弘）

内田委員。

教育委員（内田幸子）

ここに用語解説を、巻末に載せていただいているんですけども、私、これ最初から読んでいって、最後の最後で、あ、ここに用語解説があったんだというふうに思ったんですね。そのときに、あ、もう一回見直して、あ、この用語はこういうことなんだなという形で再確認したような感じだったので、できれば最初のほうに、米印がついている用語は後ろに解説がありますみたいな感じで一言載せていただいたら、ちょっと分かりやすいかなと思いました。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

貴重なご意見ありがとうございます。またちょっとそれ検討させていただきたいと思います。以上です。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

それでは、続きまして、日程第8、報告第6号、第3期子ども・子育て支援事業計画素案に対するパブリックコメント及び子どもアンケートの結果報告についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども家庭センター課長補佐（内田明日香）

それでは、日程第8、報告第6号、第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画素案に対するパブリックコメント及び子どもアンケートの結果報告についてご説明させていただきます。

本件につきましては、昨年12月の令和6年第12回教育委員会定例会議におきましてご報告させていただいております第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画素案につきまして、令和7年1月9日から1月30日までパブリックコメントを実施し、合計3件のご意見がございました。

まずは、いただいたご意見につきまして、お手元にお配りしております資料30ページをご覧ください。

第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画素案に対する意見募集についてというものを基にご報告させていただきます。

まず、ご意見の1番は、通学路に当たる道路をスピード抑制の道路にできないかというものでございました。内容といたしましては、東小学校への通学路に歩道がなく、車が真横を通り、かつ、スピードを落とさない車が多く危ないというものでございます。

2番は、子どもの人権尊重の明記をというものでございました。内容といたしましては、こども基本法第3条、基本理念において、全ての子どもについて、事故に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることと規定されている。大阪狭山市の教育計画においても、当然これら子どもの人権尊重の明記があるべきと思うというものでございます。

3番は、施策の推進においては、市民の声を

丁寧に取り取ることが必要というものでございました。幼稚園・こども園の統合問題、大阪・関西万博への校外学習としての参加について、南第三小学校の小規模特認校についてなど、施策の具体的な進め方については課題が多い。施策は多数あるが、具体的な施策については市民の声を丁寧に聞き取ることが必要だと考えるというものでございます。

パブリックコメントでの意見につきましては、以上でございます。

ご意見に対する回答につきましては、回答案を3月に開催を予定しております子ども・子育て支援事業計画推進本部会議及び子ども・子育て協議会に諮った後、市ホームページにて公表することといたします。

また、いただいたご意見のうち、計画素案の内容の修正に関連しないご意見についての回答は行いませんが、今後の子ども・子育て施策の検討の参考とさせていただくこととしております。

続きまして、子どもアンケート調査結果についてご報告いたします。

お手元の資料31ページをご覧ください。

このアンケートは、パブリックコメントに合わせまして当事者である子どもの意見を聞くため、市内の小学校6年生の全児童528人を対象にタブレット端末を使用して実施したものでございます。アンケートは、第3期計画における施策のうち、一部抜粋しました17個の施策・事業から、子ども自身がよいと思うものを複数回答で答えてもらうというものでございます。全児童の4分の1である134人から回答を得た結果、グラフのような結果となっております。

一番肯定的であったのは、より安全で安心な学校給食を作る学校給食事業で、51名がよいと思うと回答し、自由記載の意見の中でも、もっとおいしくしてほしい、量を増やしてほしいな

どの希望がございました。

2番目は、タブレットを使った教科書やドリルなどパソコンを使った学習をする教育DX推進事業で、47名がよいと思うと回答しております。

3番目は、公園などをきれいにしたり、古くて危ない遊具を交換したりする公園、児童遊園、緑地等の整備事業で、42名がよいと思うと回答し、自由記載の意見には、公園をきれいにしてほしい、遊具を増やしてほしいなどのほかに、安全に遊べる場所を増やしてほしいという意見もございました。

上位3つの施策については、回答者の3割以上がよいと思うと回答しており、子ども自身が身近な施策についての関心の高さがうかがえました。

また、4番目には安全で楽しい放課後の居場所をつくる放課後児童会運営事業や、6番目にも放課後に体育館などで遊びやスポーツなどをするさやま元気っ推進事業が続き、放課後の居場所に関する関心の高さもうかがえました。

一方で、ファミリーサポートセンターや子育て世帯訪問支援事業といった保護者への支援に関する事業にも1割の児童がよいと思うと回答しており、子ども自身のことだけでなく、家族に関することにも関心があることが分かりました。

また、今年度初めて実施された子ども未来フォーラム等の市役所の職員が子どもの意見を聞く取組をよいと思う児童も一定数いることが分かりました。

その他の自由意見としましては、車椅子の利用者のためのエレベーターやスロープの設置、赤ちゃんの遊び場の設置、高齢者のための支援など、学校内にとどまらない広い視野を持った意見もございました。

この結果につきましては、当事者である子ど

もたちからの大切な意見として要約の上、本計画書にも掲載するとともに、関係部局とも情報を共有し、今後の施策の検討の際に参考にさせていただきたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画素案に対するパブリックコメント及び子どもアンケートの結果報告とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

すみません、1人でしゃべっているみたいで。ちょっと始まる前に話をしていたことでもあるんですけど、例えば子どもたちの自由意見の中に、カーテンきれいにしてくれたらうれしいなという、カーテンが汚いとか、トイレが汚いとかいう声もあるんです。子どもたちも多分、お金のかかることを何でもすぐにやってくれるとは思ってはいないと思うんですが、例えば破れているカーテンがその部分だけでもきれいになったときに、例えばこの意見があったからこうなりましたというふうな何か発信して返せるような動きをつくれたら、まさに市民教育だし、子どもたちも意見聞いてもらって、聞きっ放しじゃなくて、ちゃんとその意見を大人たちが検討してくれるんだと。だから、最後に書かれている担当部局とも情報共有して今後の施策の検討の際に参考とするというのが、一つ一つしていつてくれるのかなという期待も持てるような気がするんです。

例えば、今、カーテンの話なので、もっとほかに、すぐにでもできそうなこととか、予算の範囲内でできそうなことがあったときに、しらっと終わっているんじゃないくて、こういう意見

があったからこんな動きつくったよ、こんなふうにやっていったよというふうな発信につなげていただけると大変ありがたいなという、意見というよりも願いとしてお話しさせていただきました。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

今のご意見に対しまして、何か対応はありますでしょうか。

担当。

こども政策部長（浜口亮）

貴重なご意見ありがとうございます。まさに井上委員がおっしゃっていただいたような形で子どもたちに発信できると、なお、このアンケートを取った利というところもあるのかなというふうに思っておりますので、先ほど説明にもありましたけれども、まず、今回のアンケート結果、計画書の本編のほうにも、ページ数は2ページぐらいになると思うんですけども、一定、当事者である子どもたちから意見を聞いたというところで、まず計画書の中にはきっちり掲載していきたいというふうに考えています。

今おっしゃっていただいたようなところにつきましては、まさに今度、また本部会議ございます。また次年度以降、幹事会という形で、この計画をまた進めていくに当たって全庁的な会議ございますので、そういった形の方法が取れるような形で、できる限り取れるような形で何らか検討していきたいというふうに思いますので、そういう方向でちょっと検討させていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

せっかく子どもたちから意見いただいている

ので、これが今後どのような使われ方をしていくのかということも含めて、子どもたちに、これ条例のことも意見聞いているので、またそんな形で学校から通じて子どもたちに返していきたいと思っております。ありがとうございます。
教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

山田委員。

教育委員（山田順久）

先ほどの中学生もそうでしたけれども、この小学6年生のアンケートもすごくしっかり考えていて、なかなかいい意見というか、そういうのがたくさんあるかなと思いますので、今後いろんな場面で、また子どもたちに直接何か聞いてみるとか、そういう機会は増やしていけたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

それでは、続きまして、日程第9、報告第7号、令和6年度（2024年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第9号、第10号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第9、報告第7号、令和6年度（2024年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第9号、第10号 教育委員会関係）についてご説明させていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が複数ご

ざいますので、教育政策グループから一括してご説明させていただきます。

資料は、34ページから37ページでございます。35ページをご覧ください。

令和6年度一般会計補正予算（第9号 教育委員会関係）でございます。

繰越明許費補正でございます。給食材料費が高騰しており、令和7年3月から令和8年2月までを高騰対策として繰り越すものでございまして、民間保育園等対策事業として557万5,000円と同時に、歳出にございます民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、民間保育園等対策事業、民間保育園等運営費補助金557万5,000円を増額するものでございます。

同じく、歳出といたしまして、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、出産子育て応援事業、妊婦のための支援給付システム改修業務委託料として198万円を増額、合計755万5,000円を増額するものでございます。

次に、令和6年度一般会計補正予算（第10号 教育委員会関係）でございます。

繰越明許費補正でございます。民生費、児童福祉総務費、ひとり親家庭等応援事業として、さやりんポイントを対象児童に1人当たり8,000ポイント、父母のいない児童は2万ポイントを付与しておりますが、来年度まで有効期限があるため793万6,000円を繰り越すものでございます。

次に、プレイセンター推進事業1万円、子育て支援センター運営事業5万7,000円で行いまして、運営に協力していただいた方やスタッフにさやりんポイントを付与しており、同じく来年度まで有効期限があるため繰り越すものとしておりまして、合計額として800万3,000円を増額でございます。

次に、歳入でございます。

使用料及び手数料、使用料、民生使用料、認

定こども園保育料として1,993万円を減額。こちらについては、市立こども園の保育部門の人数が減少によるものでございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金として6,400万円の増額。こちらについては、施設型給付費によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金として192万5,000円増額。府支出金、府負担金、民生費府負担金、子どものための教育・保育給付費、府負担金として514万8,000円の増額。府支出金、府補助金、民生費府補助金、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金として584万5,000円の増額。こちらについては、幼児教育無償化に関わる人件費等によるものでございます。

同じく、子ども・子育て支援交付金として192万5,000円の増額。寄附金、財政運用収入、利子及び配当金、子育て応援事業指定寄附金として420万円の増額。こちらについては、ふるさと納税で寄附された寄附金で、子育て支援に関する事業を特定して寄附された金額でございます。合計6,311万3,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、児童福祉管理事業、子育て応援基金積立金として420万円の増額。民間保育園等対策事業、民間保育園等運営事業費運営費補助金として1,420万7,000円の増額。こちらについては、民間保育園の一時保育、延長保育の実績を見込んでいたものとして576万円、残りの844万7,000円については、後ほど申し上げます人事院勧告に基づく単価の上昇分でございます。

令和6年度人事院勧告に基づきまして、給料月額及び期末勤勉手当の支給月数の引上げや地域手当の見直しがされたことに伴いまして、教育委員会が所管する各事業におきまして、会計

年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当を増額するもので、民生費、児童福祉総務費及び児童措置費の各事業、同じく児童福祉総務費、施設費、放課後児童健全育成事業費、子育て支援センター費の各事業、教育費、教育総務費、教育指導費の各事業、同じくフリースクールみ・ら・い費、フリースクールみ・ら・い運営事業、幼稚園費、幼稚園運営事業、社会教育費、社会教育総務費、市史編さん費、文化財保護費、社会教育施設管理費の各事業でございます。

なお、それぞれの金額については割愛させていただきます。

歳出合計といたしまして、1億3,208万6,000円の増額でございます。

私からの説明は以上でございますが、ご質問がございましたら担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第10、報告第8号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育政策グループ課長（鶴田善道）

それでは、日程第10、報告第8号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）についてご説明いたします。

なお、担当グループが複数ございますので、教育政策グループが一括にてご説明させていただきます。

資料は、定例会議議事日程の39ページから51ページまででございますが、本日は令和7年度の教育委員会の主要事業について、順番でご説明させていただきます。

なお、詳細の説明は令和7年度の新規事業のみとし、一部新規事業と継続事業につきましては、事業名と予算額のみの説明とさせていただきます。

39ページをお願いいたします。

まず、民間保育所等運営補助事業では、民間保育所等運営費補助金など2億284万6,000円を計上しております。

幼稚園バス送迎事業でございます。東野幼稚園においては、令和7年度の新入園児の申込みがなかったことを踏まえ、在園児が引き続き異年齢交流の機会を得られるよう、他園の低年齢児との交流の場を拡充するため、交流先の園への移動手段としてバスを借り上げます。幼稚園送迎バス借上料として59万4,000円を計上しております。

次に、40ページをお願いいたします。

子ども・子育て複合施設新設事業で、学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針に基づき、新たなこども園と地域子育て支援拠点としての機能を備えた複合施設の整備に向け、デザイン・アンド・ビルド方式にて事業を実施するために必要となる要求水準書等を作成します公の施設の整備等事業者選定委員会委員報酬など15万6,000円を計上しております。

次に、小中学校給食費無償化事業では、小中学校給食費補助金など2億4,592万1,000円を計上しております。

英語教育推進事業では、英語能力判定業務委託料など820万1,000円を計上しております。

次に、41ページをお願いいたします。

コミュニティ・スクール推進事業では、会計年度任用職員報酬など1,358万5,000円を計上しております。

学力向上施策事業では、学習内容がより複雑化、高度化し、思考力や表現力を養う学習が増えてくる小学4年生を対象に、学習状況を素早く把握し、その結果を効果的な指導に生かすことができるC B T調査、コンピューターを活用した学力調査を新たに導入します。学力調査のシステム使用料として42万6,000円を計上しております。

次に、42ページをお願いいたします。

通級指導推進事業では、備品購入費など76万6,000円を計上しております。

次に、小規模特認校事業では、南第三小学校においては、I C T教育を先導的に進める小規模特認校として位置づけ、A Iを用いたデジタルドリルを導入するなどI C Tを活用した事業の展開や、小人数でのきめ細やかな指導に取り組めます。A Iドリル使用料で29万7,000円を計上しております。

G I G Aスクール構想事業では、情報機器等購入費などで2億9,072万9,000円を計上しております。

次に、43ページをお願いいたします。

水泳委託実証事業では、小学校の水泳授業においては、施設の老朽化に伴う維持管理コストや教員の負担が課題となっていることを踏まえ、インストラクターによる専門的指導により泳力向上が期待できる民間スイミングスクールを活用した水泳授業を西小学校において試行実施いたします。水泳指導委託料として282万5,000円を計上しております。

部活動地域展開事業では、部活動地域移行業務委託料など991万4,000円を計上しております。

次に、第七小学校施設環境改善事業では、第

七小学校増築工事などで2億1,518万円を計上しております。

次に、44ページをお願いいたします。

狭山中学校改築事業では、狭山中学校において、狭隘な運動場や施設の老朽化、生徒数増加や、今後予定される学級編制基準の見直しに伴う将来的な教室不足を見据え、建て替えを視野に入れた基本計画を策定します。狭山中学校整備基本計画策定業務委託料として1,413万5,000円を計上しております。

なお、本予算につきましては、翌年度に繰越しを行うため予算額は表記されておられません。

次に、大阪・関西万博事業子ども万博会場無料招待では、大阪・関西万博事業補助金などで5,156万2,000円を計上しております。

令和7年度の主要事業につきましてはの説明は、以上でございます。

また、47ページから51ページには、一般会計予算の令和6年度と令和7年度の比較を含めた事業別一覧表を掲載しております。

ご質問等ございましたら、担当グループから詳細についてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご確認等ございますでしょうか。

山田委員。

教育長職務代理者（山田順久）

質問ですけれども、41ページのC B T調査、どのようなのかちょっと教えてもらいたいです。

教育長（竹谷好弘）

内容の説明をお願いいたします。

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

1人1台端末を使ってテストもできるんですけれども、本来、紙でのテストの場合、その場

面の絵だけを見て答えたりするような問題もあるんですけども、このC B T調査の場合は、動画で物語が例えば流れて、それについての質問に答えたりとか、そういったこともできます。またあわせて、来年度小学4年生が小学6年生になったときに全国学力・学習状況調査のほうもこのC B T形式で行われるということから、その練習も兼ねてC B Tでの調査をちょっとしてみたいなと考えております。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

どうぞ。

教育長職務代理者（山田順久）

43ページが一番上に水泳のインストラクターさんと呼んでというのがあるんですけども、インストラクターさんてどういう人を想定されているんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

地域にありますスイミングスクールのほうに行って、そこで専門の指導員という方がおられると思うんですけども、その方々に水泳の授業を入れてしていただくという形になります。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

学校のプールを使うんじゃなくて、実際スイミングスクールまでバスで迎えに来てもらって、行ってそこで指導を受ける、そういうことです。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案として承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

最後の日程になります、第11、報告第9号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第1号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第11、報告第9号、令和7年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第1号 教育委員会関係）についてご説明させていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が複数ございますので、教育政策グループから一括してご説明させていただきます。

資料は52ページから55ページでございます。

53ページをご覧ください。

債務負担行為補正でございます。子ども・子育て複合施設整備事業に伴う要求水準書等作成事業として、令和7年度から令和8年度までとし、1,210万円を限度額でございます。

次に、歳出でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金として2万5,000円を増額、府支出金、府補助金、民生費府補助金、新子育て支援交付金（優先枠）として40万6,000円を増額、同じく新子育て支援交付金（子育て優先枠）として35万3,000円を増額、同じく子ども・子育て支援交付金として2万5,000円を増額、合計80万9,000円を増額でございます。

次に、歳出でございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、民間保育園等対策事業、民間保育園等運営補助金として962万2,000円を増額。下から5行目の子ど

も・子育て複合施設整備事業、公の施設の整備等事業者選定委員会委員報酬として12万6,000円を増額。事業の委員費用弁償として3万円の増額。そのほかの部分については、先ほどの令和6年度（2024年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第9号）と同様、令和6年度人事院勧告に基づき、給料月額及び期末勤勉手当の支給月数の引上げや地域手当の見直しがされたことに伴いまして、教育委員会が所管する各事業におきまして、会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当を増額するもので、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費及び児童措置費の各事業、同じく児童福祉施設費、放課後児童健全育成事業費、子育て支援センター費の各事業、教育費、教育総務費、教育管理費、教育指導費、フリースクールみ・ら・い費の各事業、幼稚園費、幼稚園費、幼稚園運営事業、社会教育費、社会教育総務費、市史編さん費、文化財保護費、社会教育施設管理費の各事業、保健体育費、学校給食管理費、学校給食運営事業でございます。

なお、それぞれの金額については割愛させていただきます。

歳出合計といたしまして、5,768万1,000円を増額でございます。

私からの説明は以上でございますが、ご質問がございましたら担当課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご確認等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

長時間のご審議ありがとうございました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、教育委員会定例会議を閉
会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す
るため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員